

不登校児童生徒への対応について

1 小・中学校における不登校の状況

- 1-1 不登校児童生徒数の推移
- 1-2 不登校児童生徒出現率の推移
- 1-3 学年別不登校児童生徒数
- 1-4 欠席日数別不登校児童生徒数
- 1-5 不登校児童生徒数の内訳
- 1-6 不登校の要因

参考 不登校の要因（本人対象調査より）

- 1-7 相談・指導等を受けた校内外の機関
- 1-8 不登校児童生徒への指導結果状況

2 不登校児童生徒への支援状況

- 2-1 学校の取組
- 2-2 教育委員会の取組
- 2-3 SSW、生徒支援員による支援
- 2-4 「風の子ひろば」による支援

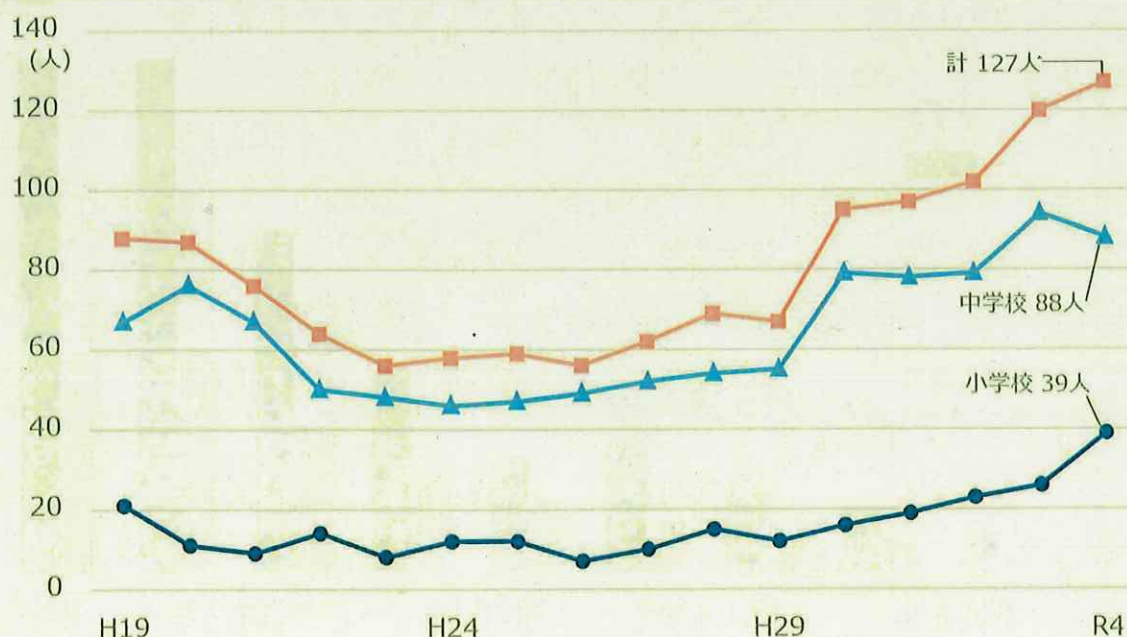
補足資料

- ・教育機会確保法
- ・CoCoLoプラン

花巻市教育委員会 教育部学校教育課

1-1. 不登校児童生徒数の推移（平成19年度～令和4年度）

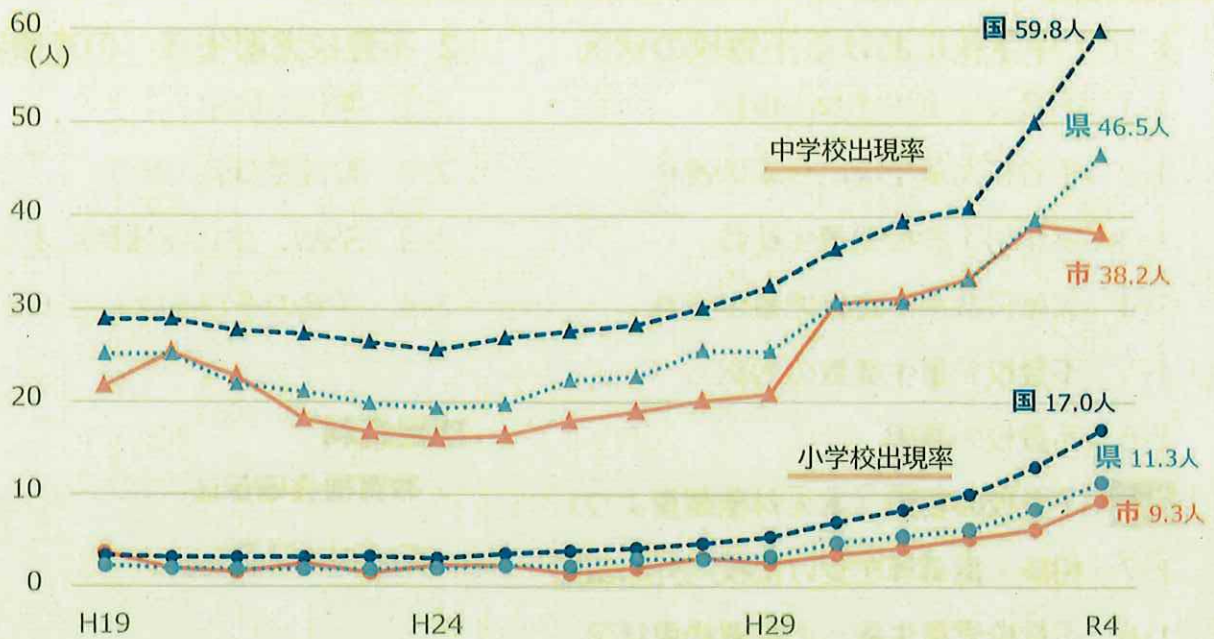
- 花巻市内小・中学校における長期欠席者のうち、令和4年度の不登校児童生徒数は127人（前年度120人）と5年連続で増加し、過去最多となっている。



※「不登校」には、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。）かつ、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒を計上。（出典）「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

1-2. 不登校児童生徒出現率の推移 (1,000人当たり不登校児童生徒数)

- 児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は小学校9.3人 (全国17.0人)、中学校38.2人 (全国59.8人)。全国と比べて低い値で推移しているが、出現率は増加傾向にある。

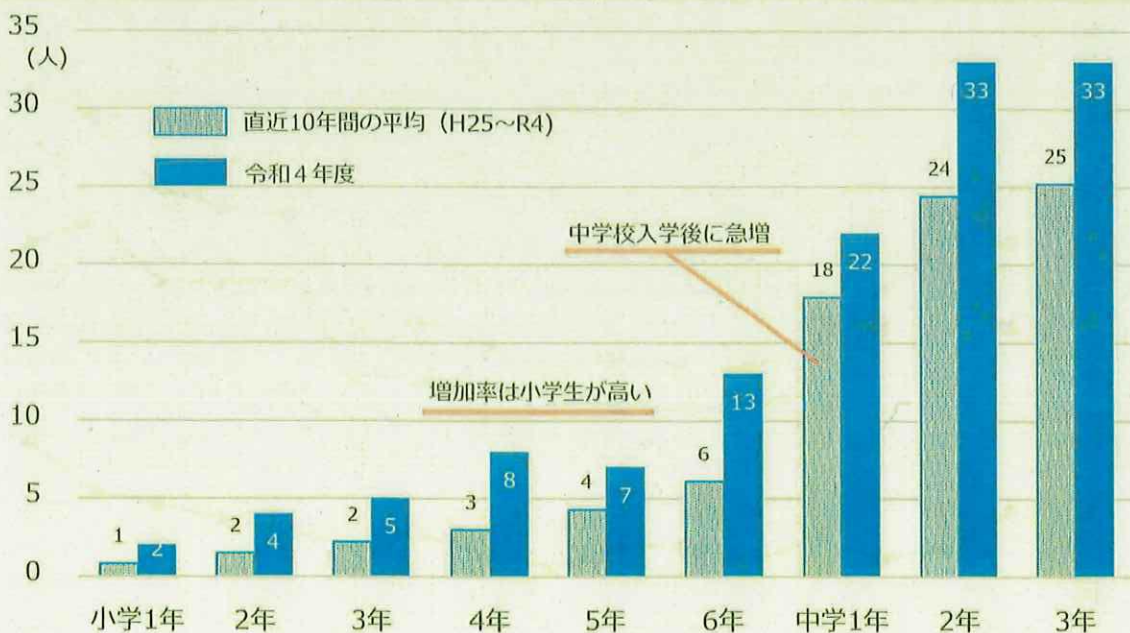


(出典) 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

2

1-3. 学年別不登校児童生徒数

- 不登校児童生徒数は小学6年生から中学1年生の間で急増している(「中1ギャップ」)。
- 直近10年間と比較すると、令和4年度は小学校高学年の不登校児童生徒数が目立っている。

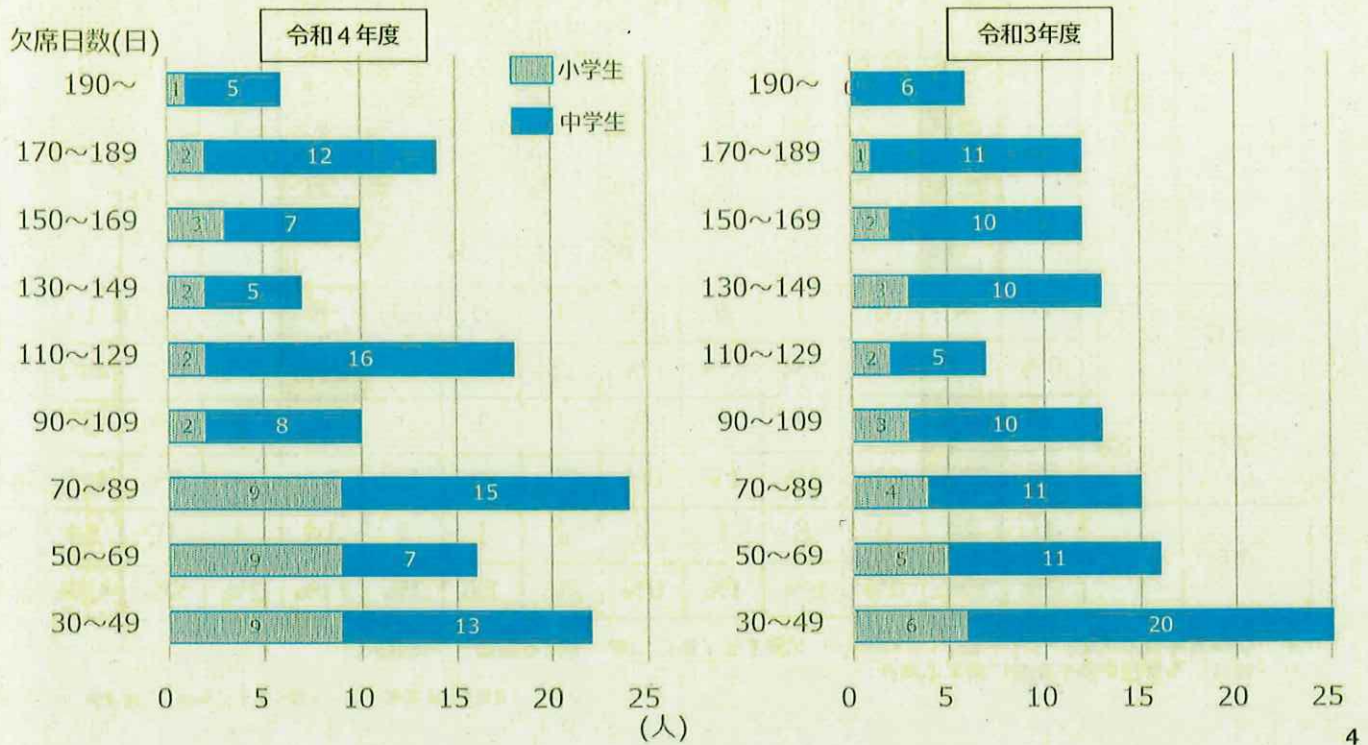


(出典) 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

3

1-4. 欠席日数別不登校児童生徒数

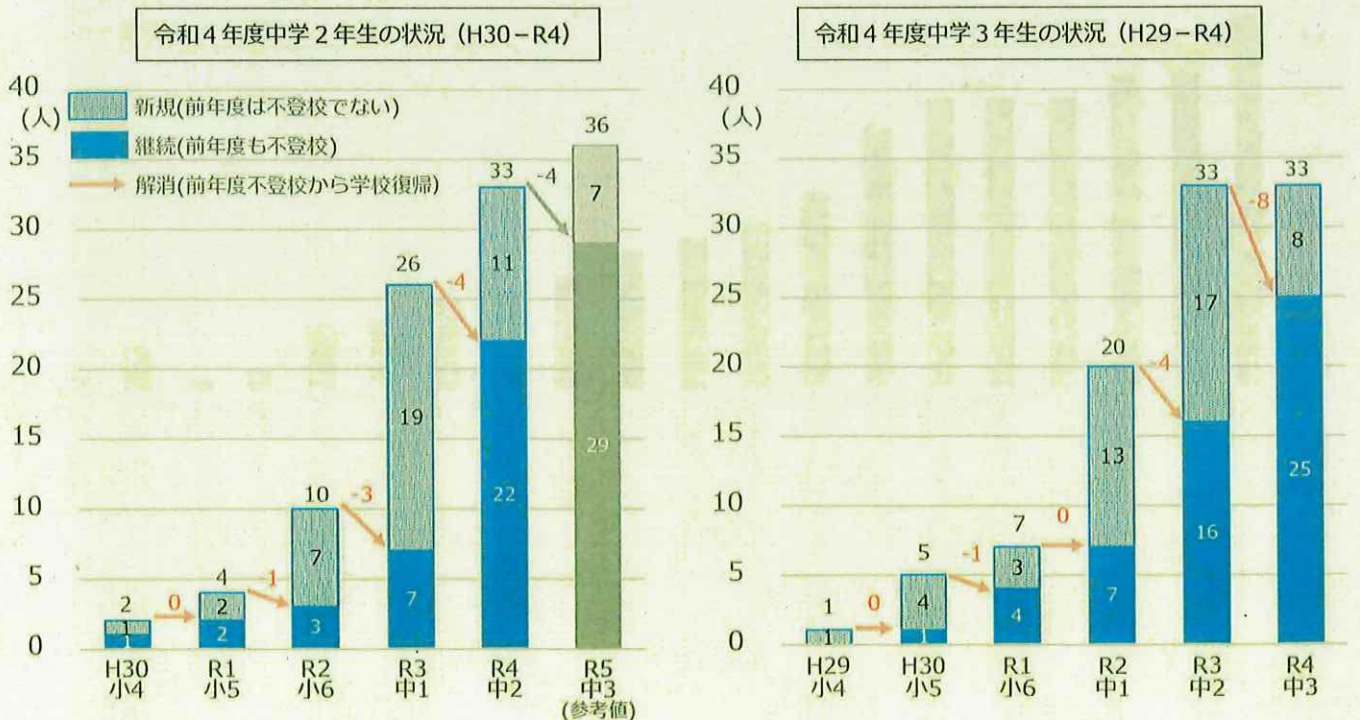
- 不登校児童生徒のうち、年間授業日数の半数以上欠席している児童生徒は、小学生で約3割、中学生で約5割となっている（各学校の年間授業日数は200日前後）。



4

1-5. 不登校児童生徒数の内訳（同一学年集団の推移。継続・新規別）

- 不登校児童生徒数の増加には、新規数の増加が大きく影響している。
- 中1で新規数が急増しているが、中1と中2の新規数に大差はないこと。



5

1-6. 不登校の要因 (令和4年度)

(人)

	不登校児童生徒数	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐめる問題	教職員との関係をめぐめる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不応	学校のきまり等をめぐめる問題	入学、転編入学、進級時の不応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行	無気力、不安	
小学校	39	0	4	0	1	0	0	1	0	0	8	1	6	17	1
		0%	10%	0%	3%	0%	0%	3%	0%	0%	21%	3%	15%	44%	3%
中学校	88	0	20	0	7	1	0	1	1	1	6	2	4	37	8
		0%	23%	0%	8%	1%	0%	1%	1%	1%	7%	2%	5%	42%	9%
合計	127	0	24	0	8	1	0	2	1	1	14	3	10	54	9
		0%	19%	0%	6%	1%	0%	2%	1%	1%	11%	2%	8%	43%	7%

※ 「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因一つを選択。

※ 下段は、不登校児童生徒数に対する割合。

(出典) 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

参考 不登校の要因 (本人対象調査より)

最初に行きづらいつ感じ始めたきっかけ

令和2年度不登校児童生徒の実態調査結果 (文部科学省) より



1-7. 相談・指導等を受けた校内外の機関等（令和4年度）

(人)

区分	内容	小学校		中学校	
		不登校児童生徒数			
		39		88	
学校外	①適応指導教室	0	0%	9	10%
	②教育委員会、教育センター	9	23%	17	19%
	③児童相談所、福祉事務所	2	5%	7	8%
	④保健所、保健福祉センター	0	0%	1	1%
	⑤病院、診療所	15	38%	33	38%
	⑥民間団体、民間施設	4	10%	8	9%
	⑦上記以外の機関	2	5%	1	1%
	※①～⑦での相談等を受けていない	16	41%	39	44%
学校内	⑧養護教諭	6	15%	7	8%
	⑨スクールカウンセラー、相談員	12	31%	30	34%
	※⑧、⑨による相談等を受けていない	23	59%	54	61%
※①～⑨による相談・指導等を受けていない		11	28%	27	31%

(出典) 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

8

1-8. 不登校児童生徒への指導結果状況（令和4年度）

前年度不登校から回復した児童生徒数（回復：欠席日数が30日未満となった状態）



不登校から年度内に登校できるようになった児童生徒数

(人)

区分	小学校		中学校	
指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒数	5	13%	24	27%
指導中の児童生徒数	34	87%	64	73%
計	39		88	

(出典) 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

9

2-1. 不登校児童生徒の支援に関する学校の取組

1 不登校が生じないような学校づくり

■ 魅力ある学校づくり

- ・全ての児童にとって、学校、学級が安全・安心な居場所となるような取組
- ・個に応じた学習指導の充実

■ 不登校の未然防止

- ・気軽に相談できる体制の構築
- ・SOSの出し方、心身の健康に関する教育

■ 教育相談体制の構築

- ・教育相談担当、養教、SC、SSW等との連携
- ・研修等による教職員の力量向上

■ 保護者との関係づくり

- ・教職員と保護者との信頼関係に基づく情報共有

2 不登校の早期発見対応

■ 予兆を早期に発見するためのアセスメント

- ・学校生活アンケート、Q-U等の検査の活用

■ ケース会議による具体的な対応の決定

- ・多面的なアセスメントと支援方法の検討

■ 校内における支援

- ・別室登校による学習支援、相談活動
- ・本人の気持ちに合わせた教室復帰に向けた支援

■ 家庭訪問の実施

- ・本人を「気にかけている」メッセージ
- ・保護者の不安や心配事を聴き取る

■ 校外の関係機関との連携

- ・適応指導教室、医療機関、フリースクール等

10

2-2. 不登校児童生徒の支援に関する教育委員会の取組

1 学校の取組を支援するための体制整備

■ きめ細やかな指導・支援のための人的措置

- ・SSW(3名)、SC(8名)、教育相談員(7名)、生徒支援員(6名)、ふれあい共育推進員(57名)等を配置し、学校の取組を支援

■ 教育環境等の整備

- ・ICT機器の整備（オンライン学習）
- ・学校段階間の接続の改善（小中連携）

■ 適応指導教室・教育相談室の充実

- ・多様な学びの機会の確保
- ・児童生徒、保護者の相談対応（電話・来所、訪問型支援）

2 関係機関との連携

■ 専門的なアセスメントの実施

- ・発達障害、非行、虐待等、不登校の要因の多様化に対応するための連携、ケース会議の実施（医療機関、警察、児童相談所、市地域福祉課・障がい福祉課、フリースクール等）

3 各学校への指導・支援

■ 学校訪問

- ・SSWによる定期訪問による状況の把握と助言
- ・指導主事による校内研究会での助言
- ・教育相談員のケース会議参加、助言

2-3. スクールソーシャルワーカー、生徒支援員による支援

■ スクールソーシャルワーカーの対応件数

	相手方	R4	R3	R2
電話対応	学校	182	124	120
	保護者	33	26	21
	関係機関	25	34	39
	計	240	184	180
面談対応	保護者来庁	27	29	22
	学校訪問	122	83	84
	関係機関訪問	40	44	36
	計	189	156	142

- ・学校教育課に3名配置
- ・R4より学校訪問増。児童生徒の状況の早期把握と助言、支援を強化

■ 生徒支援員による支援の状況 (R4)

内容	R4
対応した生徒数の合計	55人
別室登校（個別指導）対応	45人
家庭訪問の対応	13人
家庭訪問回数	103回
他機関への訪問	9回
ケース会議への対応	84回

- ・市内6中学校に配置（花巻、花巻北、矢沢、宮野目、石鳥谷、東和）
- ・別室登校生徒への個別支援を中心に、家庭訪問実施、校内ケース会議参加等を行う。毎月1回SSWと支援員、教育相談員で情報を共有。

12

2-4. 適応指導教室「風の子ひろば」による支援

■ 「風の子ひろば」への通室状況(R4)

	小学生	中学生	計
本入級	1	5	6
仮入級	2	8	10

- ・教育相談員がカウンセリング、登校支援、学校との連携、保護者面談等を実施
- ・本入級6人のうち
 - 中3（3人）学校復帰、志望校合格
 - 中1（2人）学校復帰（別室）
 - 小6（1人）卒業式出席、中学校復帰
- ・仮入級10人中9人は学校復帰、1人継続。
- ・教育相談員1名が主に対応

■ 不登校に係る相談対応件数 (R4)

内容	小学生	中学生	高校生	その他	計
来所相談	59	159	19	26	263
通室相談	91	269	0	1	361
電話相談	85	382	23	6	496
学校連携	176	275	16	21	488

- ・相談は主に保護者、本人から寄せられるもの。学校連携は不登校等に係る学校からの相談やケース検討等。
- ・不登校以外にもいじめ、非行、進路、学業、生活指導全般、家庭生活に関することなどの相談内容に対応

13

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（概要）

【議員立法 平成28年12月14日公布】

I. 総則（第1条～第6条）

目的 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

II. 基本指針（第7条）

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

IV. 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等（第14条・第15条）

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる
構成員：①都道府県の知事及び教育委員会、②都道府県内の市町村長及び教育委員会、③民間団体等

V. 教育機会の確保等に関するその他の施策（第16条～第20条）

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等 | 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備 |
| 2 国民の理解の増進 | |
| 3 人材の確保等 | |
| 4 教材の提供その他の学習の支援 | |

III. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等（第8条～第13条）

- 国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める
- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
 - 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
 - 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
 - 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
 - 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

VI. その他

- 1 公布日から2月後に施行（IV.は、公布日から施行）
- 2 政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる
- 3 政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、施行後3年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」(概要)

※Comfortable, Customized and Optimized Locations of learning

○小・中・高の不登校が約30万人に急増。90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けられていない小・中学生が4.6万人に。

⇒不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。

○今後、こども政策の司令塔であるこども家庭庁等とも連携しつつ、今すぐできる取組から、直ちに実行。また、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」を、こども家庭庁の参画も得ながら、文部科学省に設置。進捗状況を管理しつつ取組を不断に改善。

主な取組

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

仮に不登校になったとしても、小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながることができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

○**不登校特例校の設置促進**（早期に全ての都道府県・指定都市に、将来的には分教室型も含め全国300校設置を目指し、設置事例や支援内容等を全国に提示。「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立ったものへ改称）。

○**校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進**（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）

○**教育支援センターの機能強化**（業務委託等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化。オンラインによる広域支援。メタバースの活用について、実践事例を踏まえ研究）

○**高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障**（不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるような学び方を可能に）

○**多様な学びの場、居場所の確保**（こども家庭庁とも連携。学校・教育委員会等とNPO・フリースクールの連携強化。夜間中学や、公民館・図書館等も活用。自宅等での学習を成績に反映）

2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。

- 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進（健康観察にICT活用）
- 「チーム学校」による早期支援（教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を発揮して連携。こども家庭庁とも連携しつつ、福祉部局と教育委員会の連携を強化）
- 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援（相談窓口整備。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが保護者を支援）

3. 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。

- 学校の風土を「見える化」（風土等を把握するためのツールを整理し、全国へ提示）
- 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善（子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現）
- いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底
- 児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進
- 快適で温かみのある学校環境整備
- 学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に

実効性を高める取組

○エビデンスに基づきケースに応じた対応を可能にするための調査の実施（一人一人の児童生徒が不登校となった要因や、学びの状況等を分析・把握）

○学校における働き方改革の推進 ○文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」の設置